

生産性と相互性のリベラリズム再考：ロールズ主義における障害者包摂をめぐる

生産性という言葉は強い負の含意をもつ。障害者について「非生産的」「誰も幸せにしない」と語る犯人による重度知的障害者殺害事件はその痛ましい象徴である（神奈川新聞取材班 2020）。生産性を称揚する競争社会が弱者への極度の残虐性の遠因であるとの指摘もある。私たちの社会は生産性についてどう考えるべきだろうか。

本稿は社会制度の正しさを問う規範的政治理論に焦点をあて、次の問いを考察する。生産性と相互性を擁護するリベラルな政治理論の意義は何か。また、そのような理論が排除に関わるとすれば、それはいかにして最小化されうるか。より具体的に、本稿はロールズの正義論およびそれを継承する諸理論について論じる。ロールズの正義論は、現代のリベラルな平等主義のあり方を広く規定する枠組みを提示し、多くの批判にもかかわらず支配的影響力を保っている（Forrester 2019）。ロールズの理論の起点には「相互便益のための共同事業」としての社会像、そして社会の各成員が相互性の価値に基づき生産的貢献を行うという想定がある。この想定の特排性についても議論が重ねられてきた。

本稿の立場は以下の通りである。ロールズ主義の理論は排除に根元的に関わるが、排除の程度は極小に抑えられる。ロールズ主義の理論は、相互性に基づく生産的貢献を社会制度の正義にとって重要な価値と位置づけつつ、一定程度の知的・精神的障害を持つ人をはじめとする非典型的な資質や才能を持つ人を社会的協働の枠組みに包摂することを指令する¹。そのような包摂はロールズ的な正義の構想にとって優先的課題でさえある。

ロールズの正義論の枠組みを大部分維持しつつ部分的修正により排除の問題に対応する提案は複数あるが、これらは二つに大分されうる²。一つは生産的貢献の要件を厳格に理解しつつ包摂を目指す立場（フリーマン、ホワイト、スタークラ）、もう一つは生産的貢献の要件自体をより拡張的に理解する立場（ウォン、ハートリーら）である。本稿ではこれら二つの立場を検討し、いずれも非典型的な資質を持つ人を適切に社会的協働に包摂する施策の根拠を示すことに失敗していることを論じ、独自の提案を行う。

本稿の構成は以下のとおりである。第一節では、ロールズ主義が依拠する社会的協働と相互性の観念について説明する。ロールズ主義の重要な特徴として、〈制度を介した相互貢献〉と相互性の分化モデルという二つの考え方を提示する。第二節では、ロールズ主義における通常性の想定と相互性が排他的性格をもつという批判を検討する。批判への応答を通じて、ロールズ的な相互性のもつ広い意味を確認する。第三節、第四節では、より多くの非典型的な資質を持つ人を社会的協働に包摂するためのロールズ主義の修正案を検討する。〈制度を介した相互貢献〉の理念の枠内での修正とその理念自体に修正を迫る提案を検討し、それぞれの問題点を指摘する。第五節では、これらの問題点を解消しうるロールズ主義の解釈を提示する。本稿の提案は、〈制度を介した相互

¹ 本稿は障害を社会モデルに基づいて理解する（cf. Shakespeare and Watson 2018; Simplican 2016; 寺尾 2021）。また本稿ではこの意味での障害をより広く非典型的な資質とも表現する。

² 本稿では「ロールズ的理論」「ロールズ主義」という言葉を、これらの論者の立場を含むロールズの正義論にかなりの程度忠実な諸理論を指すものとして用いる。

貢献)の理念を維持しつつ社会的協働をより非個人主義的に理解することである。この提案は、広範な人的・制度的支援提供を正義の優先的課題として位置づける。

「非生産的」な人の排除への応答として生産性重視の価値観を問い直すことは必要だろう。だが「生産性が包摂か」という二者択一は必ずしも適切でない。本稿は、ロールズ主義がコミットする生産性の価値の検討を通じて、それが排除ではなく最大限の包摂を含意するものと理解しうることを示す。排除に抗するうえで、多くの局面で必要なのは生産性の否定ではなくその適切な理解である。

一 社会的協働と相互性の要請

本節では、ロールズの理論における社会的協働³と相互性の要請を〈制度を介した相互貢献〉として定式化する。また、相互性の要請を分節化し、その異なる理解をそれが依拠するモデルの相違として整理する。

社会的協働はロールズの正義の構想の中心的観念のひとつである。ロールズは社会を「長期にわたる社会的協働の公正なシステム」であり、「相互便益 (mutual advantage) のための共同事業」とであると定義づけている(Rawls 1999a: xv, 4)。また、このように理解された社会は彼の正義論において「最も根本的な観念」とであるとされる (Rawls 2001: 5; cf. Rawls 1999a: xv)。

社会的協働とは何か。それは単に他者との連携を伴う活動のことではない (Rawls 2001: 6)。社会的協働は、相互性の観念を体現する公正な諸条件に基づいておらねばならず、また参加者たちが適切なものと認める公的な規則によって統制されなければならない。つまり、社会的協働は正義に適った社会の諸制度のもとで行われる必要がある。協働のもうひとつの要件は、生産的貢献を伴うことである。生産的貢献とは他者に便益をもたらすことである。それは多様な活動でありうるが、ここでは公正で自由な市場における報酬を対価とする活動をその典型的なあり方として想定する⁴。社会の基礎構造は「市民が社会的資源を生産する」ために協働することを可能にする「公正・効率的で生産的な社会的協働の体系」を維持すべく規制されなければならない、とロールズは主張する (Rawls 2001: 50) また「諸制度は建設的努力を促進するように社会的協働を編成しなければならない」(Rawls 2005: 284)。社会的協働とは、社会の公正な諸制度を背景として市民が他者と共に行う生産的貢献を伴う活動である、と言える。

このことの重要な含意のひとつは、社会的協働が公開性をもち、また公的に規制されなければならないことである。つまり、家族や友人などの私的な関係性の中での排他的な互恵的行為は、通常社会的協働の要件を満たさない (White 2003: 113-114)。社会的協働は、開かれた市場などの公的な仕組みを介して行われなければならない。

注意すべきなのは、生産的貢献の要請は個人としての市民によって一方的に担われるものではないことである。一方で「全ての市民は社会の協働的営為 (cooperative work) のなかで自分の役割

³ 以後単に「協働」とも表記する。

⁴ ロールズの理論は生産的貢献の多様な非典型的あり方を肯定しうる。詳述する余裕がないためこの論点は示唆するだけにとどめるが、これはロールズが人間の事業の価値を将来に開かれたものとみなしていることに関わる (e.g. Rawls 1999a: 461)。

を果たさなければならない」(Rawls 2001: 179)。そして協働的営為とは基本的には生産的労働に従事することを意味する。ホワイトはこれを「生産的相互性」と呼ぶ(White 2014: 191)。だが、これは生産的労働の適切な機会があることを前提としている。したがって、生産的貢献の要請は他方で、様々な才能、資質や意欲⁵を持つ人たちに社会的協働に参加する実質的な機会を広く提供することを、社会に要請する。市民による生産的相互性は「実りある仕事の機会が一般的に入手可能である」場合にのみ可能となるからである(Rawls 2001: 179)。つまり、相互性は市民が社会ないし他の市民に対して負う責務を規定するだけでなく、社会の諸制度のあり方を通じて、社会が個人に対して負う責務も規定するのである。

また、相互便益と相互性の観念は適切に広く理解されなければならない。フリーマンはこれを次のように説明する。

協働は各人の合理的善ないし便益(advantage)に資するものであるべきであるという主張は、〈各人は協働によって何かを得るかまたは何も失わない場合にのみ、その人たちと協働する理由を持ちまたその人たちの権利と主張を尊重しなければならない〉ということの意味しない。それが意味するのはむしろ次のことである。すなわち、遵守が不都合であったり自分の便益に反したりする局面においても誰もが常に遵守することが期待される協働の諸規則は、搾取的であってはならず、各人の根本的で長期の関心(interests)を考慮し促進せねばならない。

(Freeman 2018b: 185)

つまり、人々は費用や便益にかかわらず社会的協働の公正な条件を尊重・遵守しなければならないが、同時に社会的協働は、自らの善の構想の追求を含む人々の根本的利益を促進するものでなければならない。ここでフリーマンが問題視している搾取とは、ある人々の根本的関心を他の人の関心のために犠牲にすることである。

以上見てきた社会的協働と相互性の理念を〈制度を介した相互貢献〉と呼ぶことにする。これは正義に適った社会的協働の四要件として定式化できる。

- ① 生産性：社会の他の成員にとって利益として享受されるものであること
- ② 公開性：公的な諸制度のもと行われ、原則として社会一般に開かれていること
- ③ 非搾取性：協働に参加する人の善の構想追求への根本的関心を尊重すること
- ④ 条件整備：社会の責任において、協働の公正な条件を規定するとともに個人の社会的協働への参加を可能にするような制度編成を実現し協働への参加を促すこと

第三と第四の要件、すなわち善の構想追求への個人の根本的関心の尊重および社会による条件整備という要請を踏まえると、貢献の相互性についての通俗的理解とロールズ主義的理解の違いが明らかになる。これを相互性の無分化モデルと分化モデルの違いとして定式化したい(図1)。分化モデルは、個人による貢献と社会による分配のそれぞれを構成する要素の分節化により論理的順序の構造を明確化する。この理解によれば、社会による条件整備と個人による善の構想追求がなされて初めて、個人の貢献が期待されうる。貢献の前段階に支障があった場合個人に貢献する

⁵ 以下、これらをまとめて単に「資質」とする。

責務は生じず、支障が条件整備が適切に行われていないことに起因する限りで、むしろそれは社会の側の責務不履行となる。これに対して相互性の無分化モデルにおいては、貢献と分配の間に順序は設定されず、一方が他方に先行することを要請する根拠はない。したがって個人はいわば常に無条件に貢献を期待される。さらに、個人が何らかの利益を社会から受けているとみなされるなら、個人はそれに見合う貢献を一層強く求められることになる⁶。

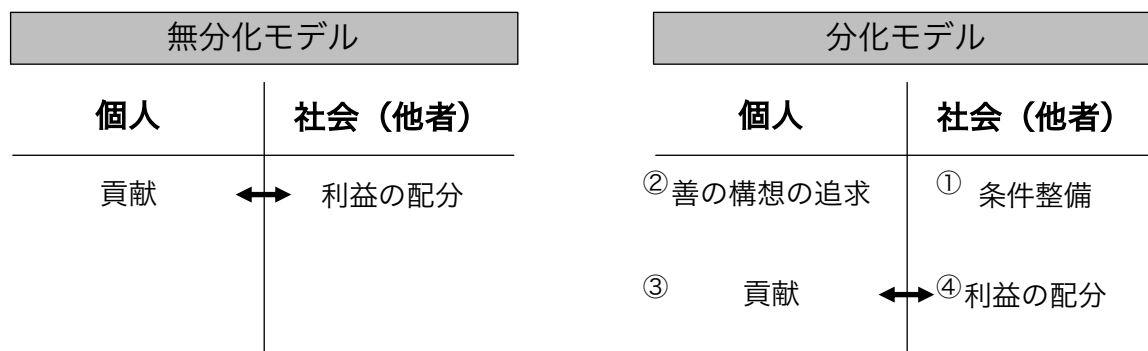


図1 相互性の二つのモデル

出所：筆者作成

二 批判：通常性の想定と相互性

本節ではロールズ主義の排除性に対して提起されてきた重要な批判として、通常性の想定の問題と相互性の問題を検討する。特に相互性の問題に関連して、ロールズが提示する相互性の価値の多層性を見たうえで、一定の部分的排除がロールズの理論に不可避免的に伴うことを確認する。

ロールズは、理想的な社会における正義のあり方を検討するうえで、すべての人は「普通の範囲」に収まる身体的ニーズと精神的能力をもつと想定する (Rawls 1999a : 65)。この想定が排除性をもつ、というのが第一の批判である。より具体的には、市民は就業する能力と意欲を持つという想定、市民は二つの道徳的能力という想定、そして依存性やケアの必要を無視した人格の構想が、こうした特徴を共有しない人を排除するとされる (詳しくは角崎 2018 を参照)。

第二に、通常性の想定によって部分的に含意されている問題として、相互性の問題がある。「なぜ私たちの多くは、重度の障害者に代表されるような『生産的』貢献を為しえない者を、社会的連帯の対象に含めるのだろうか」(松尾 2019 : 173)。松尾によればロールズ的な相互性の観念はそのような連帯の根拠とはなりえない。相互性は各人に何らかの貢献を求めるため「『己の分』を果たすことのできない者、誰に対しても利益をもたらさず、社会に何ら貢献しえない者を不可避免的に排除する」からである (松尾 2019 : 173)。

第一の批判への応答は次節以降に譲り、ここでは松尾の批判に応答する。

そもそも社会による条件整備を個人の貢献に先行させる相互性の分化モデルならば、松尾の批判は大部分回避しうるかもしれない。だが次のような懸念は残る。分化モデルでもなお、貢献を行

⁶ この相互性の無分化モデルは、例えば生活保護バッシングなどの弱者たたきの言説の背後にある理念の一つであるように思われる。

わない人には貢献への応答としての利益配分はなされない。また、条件整備は貢献の見込みに応じて優先順位付けされるかもしれない。

確かに優先順位付けは不可避だが、それは正義の構想に従って行われる。ロールズの正義論は複数の意味での相互性を体現しており、それらは単純な互惠性には還元されない。特に重要なのが格差原理が表現する相互性と、正義原理全体と自然的義務が支える相互尊重の関係である。

正義の二原理の内容を簡単に確認しておこう (Rawls 2001: 42-4)。第一原理は、すべての人の同様の自由の体系と両立可能な、基本的自由の十全な体系への剥奪しえない請求権を各人が有することを規定する。第二原理は、まず、社会的・経済的不平等が実質的な機会の平等によって制約されることを要請する (公正な機会均等原理)。これは、同程度の資質と意欲を持つ人に同等の機会が開かれており、成功の見込みが個人の出自に影響されないことを要請する。次に、社会的・経済的不平等が社会の最も不利な成員の利益に最大限適うものであることが要請される (格差原理)。

格差原理は、より有利な立場にある人が協働から追加的便益を得る場合に、それがより不利な人の境遇を最大限改善する仕方でなされることを要請する (Rawls 1999a: 88; Rawls 2001: 123)。この要請はいかなる意味で相互性を表しているのだろうか。鍵となるのは偶然的差異の扱いである。生得的資質はもとより、努力性向を含む獲得された資質も生育環境という偶然的要因に関わる (Rawls 1999a: 89)。また、どのような能力が高い貢献度をもつかも、特定社会の特定時点での需要と供給という偶然性に左右される (Rawls 1999a: 271; Aas 2019)。誰もこのような偶然がもたらす利益の他者より大きい取り分を正当に要求しえない。だが、人々が厳密に平等な状態を離れて協働を組織するとすれば、ある人は相対的に有利な立場、別の人は相対的に不利な立場に立つことになる。経済的な取り分だけでなく、能力をより十全に発揮しうる役職や指導的地位も有利 (advantage) を構成する。協働を組織すること自体が含意するこの不平等に加えて、協働の負荷と便益を分配する原理がより有利な立場にある人の予期に——社会の予期の加重平均という間接的な形であれ——重みを与えるなら、それはより有利な人を二重に優遇することになる (Rawls 1999a: 88)。このとき、不利な立場にある人はすでに恵まれている人のさらなる利益のために犠牲にされていることになる。これは適切な相互便益関係とは言えない。最も不利な人が受容しうる相互性の関係とは、より有利な人が社会的協働から引き出す便益が、同時に最も不利な人の境遇を最大限改善するものとなるような協働のあり方であることになる。そのような仕方で社会的協働が行われるよう社会の諸制度を編成されるとき、格差原理が表現する相互性が満たされる。

もう一つ重要なのが相互尊重の関係である。ロールズの正義の二原理は全体として市民としての相互尊重の関係を表現する (齋藤 2007: 109-110)。まず、第一原理は自らの善の構想を自律的に追求する主体としての市民の相互承認を表す。「基本的諸自由を公共的に肯定することによって、秩序ある社会の市民は、理に適っており信頼に足るものとしての互いへの尊重を示している。またそれは、すべての同胞市民が各自の生き方に付与する価値に対する市民たちの承認をも示している」 (Rawls 2005: 319)。そのうえで第二原理は、最も不利な人を優先する仕方で経済的・社会的な不平等を規制する。これらに加えて、(原初状態において正義の原理とともに採用される) 自然的義務として、より対人的な意味での相互尊重が要請される。市民は道徳的存在者としての人格に対する尊重をもって互いを遇する義務を持つ (Rawls 1999a: 297)。それは、他者の観点を理

解しようとすることや、他者の感情や願望を認識し親切な行いや小さな手助けを厭わないことなどを要請する。こうした相互尊重は、他の市民が追求するに値する独自の善の構想と正義を尊重する心根を持つ人間であることを表明する意味をもつ。

以上のように、ロールズが重視する相互性の価値は複数の形をとり、市民の間に多層的に形成される。

松尾は、相互尊重を含むどのような相互性も「協働への貢献と結び付けられた資産の分配によって可能になる」のであるから、相互性の中心にあるのは協働に寄与できない人を排除する貢献の互惠性であるとも言う（松尾 2019：202）。生産性が相互性を可能にするというこの理解は一面では正しい。だが逆に、相互性の理念とそれに基づく関係が生産的な社会的協働を可能にするという側面もある。相互性の分化モデルが示唆するように、少なくとも規範理論的な論理の順序としては相互性は生産性に先立ち、そのあり方を制約する。格差原理が表現する相互性について言えば、それは極力すべての市民が協働に寄与しうる立場に置かれることを要請するが、ある人々が生産的貢献をできない（しない）ことによって直ちに瓦解するわけではない。また、対人的な相互尊重の自然的義務と基本的諸自由の大部分が実現されるために資産は必ずしも必要でない。

とはいえ、生産的貢献をなしえない人が例外的と言える範囲を超えて存在するとすれば、あるいはそうした人が適切な配慮の欠如ゆえに生産的貢献を行えない立場に置かれているとすれば、それは相互性の価値が全ての人に是認されえない問題含みの理念であることの兆候だろう。その意味で、協働の包摂性と排除性は、ロールズの相互性の理念にとって重要な点である。

そして協働への包摂に一定の限界があることは認めざるをえない。ロールズは自身の理論的課題を設定するにあたって、「人々が通常の意味で社会の協働的な成員であることを妨げるような一時的障害、そして永続的障害や精神的不調は、一時的に脇におく」とした（Rawls 2005: 20）。ロールズのこの主張は明白に問題のある排除を示唆するものと理解されることもあるが（角崎 2018）、別様にも解釈しうる。スタークによれば、この言明が意味するのは、当該時点の技術水準に基づいてどのように社会のあり方を組み直してもなお生産的貢献をなすことが絶対的にできないような人を協働の枠組みに組み込むことは適切ではない、ということである（Stark 2007: 131）。例えば現代においては一部の重度の脳疾患をもつ人がこれに該当するだろう。社会による最大限の包摂がどのような形をとるかについては次節以降改めて検討するが、ロールズ主義は基本的に社会的協働からの排除を完全に撤廃することはできないと考える。その意味では、ロールズ的な相互性の理念は不可避免的に排除を伴うという松尾の指摘は正しい。

ここで二つの点に注意を促しておきたい。第一に、ロールズ的理論において社会的協働からの排除は社会からの排除と同義ではない。協働への十全な参加は社会の成員であるための条件ではなく、社会は協働に参加できない人に対しても正義の自然的義務、人権、社会的ミニマムを提供しなければならない（Stark 2007; Freeman 2018b）。第二に、能力に基づく排除ないし区別を完全に排することは容易ではない。例えば、ロールズ主義の排除性を批判するヌスバウムの理論も、特定の能力の保持を人格ないし市民の条件としている点でロールズ主義と同じ排除的性格をもつという批判が提起されている（Simplican 2016: 93）。

三 修正の試み①：正義原理の拡張的適用

以下、ロールズの理論の部分修正により非典型的資質をもつ人を協働に包摂する試みを検討していく。本節では、正義の原理を社会的協働の十全な参加者ではない人に拡張的に適用する、フリーマン (1) とホワイト (2) の戦略を扱う。このアプローチにおいては〈制度を介した相互貢献〉の理念は維持される。

(1)

ロールズ主義においては、協働に参加できない人にも正義の自然的義務、人権、社会的ミニマムが提供されなければならない。これらは正義の原理の一部ではないが、フリーマンはその内容を正義の原理を参照することで特定することを提案する。特に重要となるのは公正な機会均等原理である。公正な機会均等原理は一定のケア、教育、職業訓練を社会が提供することを指令するが、協働に十全に参加できない人には直接適用されない。というのもフリーマンによれば、協働に十全に参加できない人は、社会の基礎構造を統べる正義原理が想定する道徳的関係の外側にいるからである (Freeman 2007: 125-6; Freeman 2018a: 30)。そのような人へのケア、教育や職業訓練の提供を要請する根拠は、相互援助の自然的義務に求められる。フリーマンの提案は、これらの支援のあり方を決めるために「アナロジー」として公正な機会均等原理を参照することである (Freeman 2007: 126)。

アナロジーとしての参照とは何か。それは、協働に十全に参加できない人への相互援助の義務として社会が提供する支援の内容と程度を判断する基準として、公正な機会均等原理をいわば疑似的に適用することである。それは相当程度の支援を協働に十全に参加できない人に提供するものともなりうる。だが原理の直接適用ではないことから、疑似適用の戦略には二つの重要な限定性が生じる。

第一に、疑似適用においては正義の原理がもつ優先性は付与されない。正義の原理は支援の内容を特定するために参照されるだけだからである。ロールズの理論において、正義の原理には辞書的優先性が与えられる (Rawls 2001: 42-4)。ロールズが規定する優先関係によれば、まず基本的諸自由の平等が担保され、その制約内で公正な機会均等が実現され、さらにそれらの制約内で格差原理が適用される。この優先関係ゆえに、基本的諸自由の減少を経済的便益によって補うというような操作は許容されないことになる。さらに、効率性などのその他の考慮事項は、正義の二原理充足後に初めて配慮すべきものとなる⁷。非典型的資質を持つゆえに協働に十全に参加できない人へのケア、教育、職業訓練の提供などの支援も同様に、正義の二原理充足のあとでのみ配慮されるべき事柄として位置づけられてしまう。

第二に、関連する点として、社会の基礎構造を統制する正義の原理の指令内容は協働への十全な参加者のみを想定して決められる。つまり社会の主要な諸制度は、平等な諸自由、公正な機会均等と格差原理が、協働への十全な参加に適した人々にとって実現されるように編成される。このような社会の基礎構造のあり方を前提とした公正な機会の均等が、協働に十全に参加できない人への支援の程度を規定するための判断基準となる。公正な機会均等原理は同程度の資質と意欲を持つ人に同等の機会が開かれていることを要請するが、非典型的資質を持つ人がどの程度の機会

⁷ ただし、基本的諸権利と諸自由の理解と行使にとって前提となるような基本的ニーズの充足は、第一原理にも優先するとされる (Rawls 2001: 44)。

を持つべきかは、協働への十全な参加に適した資質を有する人々を想定して編成された社会の諸制度のもとで判定される。これは例えば、あらかじめすべての情報を文字によって伝達するように社会を設計したうえで、文字の判読ができない人がその社会で得られるであろう機会を公正な機会均等に適うものとして特定するようなことを意味する。そして、そのようにして特定された機会の水準に見合うように、非典型的資質を有する人への教育や職業訓練などの支援の程度が決定されることになる。

フリーマンによる修正に見られるこれらの限界は包摂性の観点からして問題である。十全な社会的協働のあり方はなお特定の特徴を持つ人々を想定して規定され、それがいわば標準モデルとして正義に適った社会のあり方の検討において特権的役割をもっている。標準モデルが想定する特徴を共有しない人々はその検討過程の大部分において考慮の対象外とされながら、その検討結果を一方的に押し付けられることになる。正義の原理とそれに基づいて編成される社会の諸制度が協働への十全な参加に適した資質を持つ人を標準とすることにより、非典型的資質を持つ人は社会的協働から排除・周縁化される。

第一の限界についてフリーマンは意識的であり、重度障害者への（正義の原理に由来しない）義務に対して、正義の原理が常に優先するわけではないとしている（Freeman 2018b: 192）。だが、重度障害者への支援は正義の原理に対してどの程度、またどのような根拠により優先性を付与されるのかをフリーマンは説明していない。加えて、仮に非典型的資質を持つ人への支援が正義の二原理に対して辞書的優先性を与えられるとしても、第二の限界は残る。原理の適用において非典型的資質を持つ人への支援が優先されるとしても、どのような支援が適切かを定める際に、協働への十全な参加者を標準として想定する社会を前提とすることが論理的に組み込まれているため、支援の内容と程度の制限性は解消されない。

(2)

ホワイトは、公正な機会均等原理自体への重要な修正を提案している（White 2014: 194-6）。提案のひとつは、障害者が協働の機会にアクセスすることを阻まれることがないように社会の物理的構造を（再）編成するという要請を明示的に組み込むことである。さらに、ケアを必要とする人が適切なケアにアクセスできることを保証するとともに、ケア提供者に適切な収入と支援を保証することも公正な機会均等の要件とすることが提案されている。そしてケアの目的には「障害を持つ人びとの能力の開発と行使を可能にすること」が含まれる（White 2014: 195）。

ホワイトの提案はフリーマン的なロールズ主義に根本的修正を迫るものとはなっておらず、なお不十分な点が残る⁸。まず、機会へのアクセス保証のための社会構造の編成という論点は、身体的・物理的側面にのみ焦点を当て、精神的能力に関する通常性の想定の問題を見過ごしている。また、ケアへのアクセス保証と並んでケア労働に対して公的に収入と支援を提供する点は重要であるが、社会的協働に参加するためのケアの範囲を超えた支援は無視されている。根本的な点として、ホワイトの提案は外的な困難に集中しており、それらが除去されたのちには個人は善の構想を独力で追求することが期待されている。内的資質ゆえにそれができない人はなお社会的協働

⁸ ホワイトはフリーマンのアプローチを基本的に妥当なものとしなしているようである（White 2014: 198n17）。

に適さない人として社会的協働の埒外に置かれてしまう。ホワイトは依然として排除性の大きい標準モデルに依拠している。

四 修正の試み②：協働の捉え直し

角崎は「生産的な社会的協働のシステム」の理論であるロールズ主義に、その排除性を批判しつつも、構造的脆弱性を抱える人を支援する社会政策の観点から積極的意義を見出している（角崎 2018：295-7）。障害者を適切に包摂するよう改訂できるならば、それは「障害者がより主体的・能動的に生活しやすいようなソフト面とハード面でのインフラ整備や、知的障害者や精神障害者の意思決定を（代理・代行するのではなく）支援し尊重する制度」を指令するものとなりうるというのである（角崎 2018：303）。筆者はこの見立てを共有するが、角崎が有望な改訂案と位置づけるウォンとハートリーの議論はその目的に十分に資するものとなっていないと考える。

本節ではウォン（1）とハートリー（2）による〈制度を介した相互貢献〉の修正を伴うロールズ主義改訂案を検討する。ウォンは協働の潜在性を焦点化することで、ハートリーは協働の内容を拡張することで、包摂性を確保しようとする。

(1)

ウォンは、二つの道徳的能力（善の構想のための能力と正義感覚のための能力）に関して、能力そのものではなくその潜在性の保持を正義の主体たる要件とみなすことを提案する（Wong 2009: 386-7）。これは〈制度を介した相互貢献〉の第一要件（生産性）を緩めることを意味する。これにより、二つの道徳的能力の潜在性しか持たないように見える人のための、それらの能力を育成・促進するための諸条件の整備が、正義の第一原理から要請される（Wong 2009: 388-9, 392-3）。この提案の背景には、才能と能力の開発は社会的な諸条件に依存するという認識がある。

筆者はこの提案に同意する。だが、第一原理を焦点とし基本的必要と道徳的能力の開発までを射程としている点でウォンの議論は不十分であり、拡張が必要である。彼女の議論では社会の責務の範囲はほぼすべての人が二つの道徳的能力を身につけるための条件整備までであり、個人が実際に協働に参加するための条件整備までは要請されない。フリーマンの提案と比較するとウォンの提案はより多くの人を正義の主体とみなして支援することを含意する。だがそれは、社会的協働への参与に向けて社会が提供する支援の程度に関してはフリーマンの提案と大差ないものとなっている。別言すると、ウォンの立場には、貢献しえない人は社会的協働から結局排除されるという松尾の相互性批判がそのまま当てはまる（cf. Simpican 2016: 92）。

(2)

ハートリーは、社会的協働とみなされるものの範囲を拡張により大部分の障害者の協働への包摂を試みる。彼女は通常ロールズ主義者が社会的協働とはみなさない様々な活動も同等に社会的協働とみなされるべきであると主張する。そこには、子育てや家事、政治・公務など自明なものだけでなく、友人関係や家族への参加、単に誰かと共にいること、非言語的なものを含む意思疎通までが含まれる（Hartley 2009; Hartley 2018）。ハートリーによれば、共にいることや意思疎通は、とりわけ市民間の相互尊重の関係を維持するうえで社会にとって有用でありうる（Hartley

2018: 13-4)。この主張自体はもっともらしい。だが、ハートリーの議論は搾取と支援切り詰めという二つの危険を孕んでいる。

第一に、社会的協働が（フリーマンが言う意味で）搾取的なものになる危険性がある。ハートリーの議論は先に見た〈制度を介した相互貢献〉の理念と緊張関係にある。〈制度を介した相互貢献〉の構想に基づくなら、ある活動が他者に利益を提供したり正義の促進に寄与したりすることは、それが社会的協働であるための十分な条件ではない。〈制度を介した相互貢献〉は四つの条件を課す。社会的協働は①生産的であり②公的な諸制度のもと行われ、社会の他の成員に開かれており、③個人の善の構想の追求を尊重するという意味で非搾取的でなければならない。他方④社会はそのような活動のための条件整備をしなければならない。先述のとおりハートリーの提案は第一の要件は満たしうるものの、その他の要件に抵触する。ハートリーは、意思疎通や共にいることなど、極めて私的な関係のなかで行われる行為を社会的協働に含めており、しかも協働にとって一定の善の構想のための能力が必要となることを否定している（Hartley 2009: 28）。これは第二、第三の要件を否定するものであり問題含みである。というのも、これらの制約がなければ、閉じた私的関係のなかで行われ、本人の善の構想を無視する仕方になされる行為が社会的協働とみなされ、それが社会によって奨励さえされかねないからである。例えばハートリーは、精神的障害を持つ人たちと接し、彼女たち／彼らの謙虚で親切な心持ちに触れることは、多くの学びをもたらしてくれるだけでなく、相互尊重に基づく社会を脅かす傲慢さを挫いてくれると言う（Hartley 2009: 29）。この主張は真実を捉えていよう。だが、こうしたことを本人が望んでいるかに適切に配慮せずに他者ないし社会がそこから利益を得るならば、それは搾取的である。彼女たち／彼らが自らの善の構想に照らしてそのような役割とは異なる仕方での社会的協働への参与を追求することを望む可能性への配慮がハートリーの構想には見られない。周りの人との信頼関係の構築や意思疎通がそれだけで適切な社会的協働であるという考えは、正義に適った社会制度のあり方を規定する規範的想定としては危険であると言わなければならない。

これと関連する第二の問題は、ハートリーによる生産的協働の拡張が、非典型的資質を持つ人が協働に参加するための条件整備を切り詰めることを正当化する含意を持ちうることである。これは〈制度を介した相互貢献〉の第四の要件に関わる。ハートリーは大多数の障害者がすでに事実として家事労働やケア、意思疎通などを通じて生産的貢献をしており、彼女たち／彼らはロールズの理論が想定する十全に協働的な社会の成員とみなされるべきだと主張する。だがこの主張は、善の構想の追求および訓練や探求を通じた能力開発の必要性の否定を含意しかねない。〈他者と共にいることを含む広範な活動が適切な社会的協働である〉という包摂のための主張は、非典型的資質をもつ人をその人が既に行っている活動の範囲に閉じ込める抑圧の論理に反転しうる。重要なのはハートリーがこの反転を防ぐ論拠を持たないことである。彼女は多様な協働のあり方の間に優劣はないとすると共に、協働に善の構想のための能力が必要であることを否定するからである（Hartley 2009: 27-9）。協働において個人の善の構想の追求が不要である以上、善の構想を尊重すること、すなわち協働の具体的な形がそれを行う人の善の構想とある程度一致するための条件整備や支援をすることも不要となる。したがって、個人による生産的貢献のための社会による条件整備も狭義の基本的ニーズの充足などを除いては要請する根拠がなくなってしまう。ハートリーの考えに従うなら、障害者を含むほぼ全ての人はいわば生きていて既に貢献が可能

であるからである。

別言すると、ハートリーの考える相互性は無分化モデルに近くなる。すべての人は、生存に関する必要が満たされているならば、協働への参加者として何らかの貢献をなしうるからである。したがって、ミニマルな基本的ニーズが保障されている限り、生産的貢献に関する相互性のあり方は無分化モデルと同型になる。そこでは個人は貢献をすることを無条件に常に期待され、貢献しないことは個人の責務不履行とみなされることになる。ハートリーは社会的協働とみなされる活動の範囲を広げる一方で、それでもなお貢献しない（できない）人を直ちに批判に晒す図式にコミットしてしまっている。

以上、ウォンの議論はロールズ主義の適切な改訂の方向性を示しているものの、非典型的資質を持つ人が協働に参加するための十分な支援を要請する根拠を示していないことを指摘した。そしてより包摂性を高めるハートリーの試みに、搾取、協働のための実質的支援の切り詰め、そして非貢献的個人への留保なき非難を導きかねない危うさがあることを示した。次節では、こうした問題を回避するロールズ主義の修正案を提示する。

5 提案：協働の脱個人主義的理解

本稿の提案は、〈制度を介した相互貢献〉およびそれが含意する相互性の分化モデルを維持しつつ、協働のあり方についての個人主義的想定を変更し、個人が生産的貢献に参加するための支援を正義の優先的課題として規定することである。提案は二つの部分からなる。第一に、社会的協働の様々な制度的・人的支援への依存性の認識、第二に、基本財の多元的理解の採用である。

第一に本稿は、協働や個人の能力についての過度に個人主義的な理解を退けることを提案する。ロールズが能力の「普通の範囲」や社会的協働の「通常の意味」といった想定をおいていることはすでに見た。これらの通常性の想定はしばしば暗黙裡に、各個人の能力や貢献が他者のそれから切り離して明確に特定できるという個人主義的想定を伴うものとして理解されてきた。実際個人主義的理論であることはロールズの正義論に対して頻繁になされる批判の一つである（Wolff 2015: ch.5; Shaekespear and Watson 2018）。だがそれは唯一の解釈ではない。個人の能力の行使や社会的協働に関する個人主義的想定を緩めることが本稿の第一の提案である。

人間の能力の発揮や労働を個人主義的に捉えることは決して特異ではないが、必ずしも現実に忠実な理解ではない。むしろ、個人の能力の発揮や協働は常に有形無形の制度的および人的支援に依拠しているという方が現実に即している（cf. Scanlon 2018; Aas 2019）。社会は特定の能力（例：合理的思考、視覚、識字能力、二足歩行による移動）を中心に編成され、生産的活動はさらにある種的能力（例：計算、一つの作業への集中力）に中心的役割を与える仕方で組織され、教育や訓練はそのような能力を優先的に発達させることを目的としている。またそのような社会を前提として高い生産性を有するとされる人は様々な有償・無償の人的支援（例：職場におけるアシスタント、情報・技能・承認などを提供する友人、家事労働を担うハウスキーパーやパートナー）をより容易に得ることができる。社会とその諸制度のこのようなあり方は特定の資質を持つ人に有利に、別の資質を持つ人には不利に働く。個人は独立に能力を有するのではなく、この

ような制度的および人的な関係性の中で能力を発揮し協働に従事している。本稿は能力や協働についてのこのような脱個人主義的な理解に基づいてロールズ理論を解釈する⁹。

ロールズの理論においてこのような制度的・人的支援の機能を果たす重要な制度には、家族、教育、職業訓練、アソシエーションなどがあるが、ここでは教育と職業訓練に焦点を絞ろう。ロールズは一定の教育と技能の訓練を人々が市民として社会に参加するうえで不可欠であるとして、それらを憲法の必須事項として要請される基本的ニーズに数えている (Rawls 2005: 166)。またロールズは、正義に適った制度構想について語る中で、教育と訓練によって獲得されたスキルが様々な市民に広く所有されることを要請している (Rawls 2001: 139)。市民が協働への十全な参加者となるには、教育や職業訓練をはじめとする支援への広いアクセスが必須であるとロールズは考えていた。

だが彼は教育や職業訓練の具体的内容や形態は特定していない。その具体的あり方は社会の状況によって、また何を能力や協働の「通常の」みなすかによっても変わってくる。先述の通り、本稿は個人の能力の開発と行使および社会的協働を本質的に制度的・人的支援に依存して可能になるものと捉える。

この理解から導かれる教育と職業訓練のあり方として重要な特徴を二つ確認しよう。一つは、協働のためのより具体的能力に加えて、二つの道徳的能力を教育や訓練を通じた支援の対象とすることである。この点はウォンの提案と一部重なる。これらの能力はロールズの理論において正義の主体となる人格を規定するものであるが、人間の能力を支援に依存するものと捉えるならば、これらの能力がその点で例外的であると想定する理由はない。例えば言語的コミュニケーションができない人や体系的思考を行えない人であっても、共感性をもってそのような人の心の動きを理解しうる支援者の助けを借りることで、二つの道徳的能力を行使できる人は多くいるだろう。彼女たち／彼らはロールズ的正義の完全な主体とみなされるべきである。もう一つは長期にわたる継続的な支援を公的な教育・職業訓練の一つの形として位置づけることである。これには例えば、言語的コミュニケーションや体系的思考の欠落を補うような支援を、職場をはじめとする様々な局面で全生涯にわたって受けることが含まれる。コストの観点からそのような支援がどの程度提供されるべきかという論点はひとまず措くとして (これは第二の提案に関わる)、そのような支援をより限定的な支援から区別する根拠はない。例えば、支援が長期間に及ぶことや被支援者の生の広範な局面に関わることをもってそのような支援を公的に提供されるべき協働のための条件整備から除外することは、単なる健常者中心主義的バイアスであり正当化しえない。また、先に見たように現在の社会で生産的であるとみなされている人も、生涯にわたって社会的協働を効果的に行ううえでの様々な制度的・人的支援を得ている。

この認識と相互性の分化モデルから次の含意が導かれる。すなわち、いかに資質が非典型的であっても、制度的・人的支援を得ることで善の構想のための能力と正義感覚のための能力を発展・行使できる人は正義の完全な主体であり、社会的協働への十全な参加者である。そしてそのような人に対して、正義の原理の指令に従って、二つの道徳的能力を行使するための支援と、その人の善の構想の追求を尊重する仕方でより具体的な協働の能力を開発・行使するための条件整備を行うことが、社会に要請される。この条件整備には、被支援者の生の広範な局面での長期的な支

⁹ こうした理解はロールズによるアリストテレス的原理の説明とも符合する (Rawls 1999a: §§65-7, 86)。

援が含まれる。仮に社会がそのような条件整備に失敗するとしたら、それは相互性の責務の社会の側の不履行となる。

第二の提案は、ロールズが格差原理の最も単純な形と呼ぶものを退け、格差原理適用時に基本財の説明を単純化せずに用いることである。格差原理の最も単純な形とは、格差原理が最も不利な人を特定する際に参照する基本財の指標を所得と富に限定するものである (Rawls 2001: 65)¹⁰。一方で、ロールズは基本財のより詳細な説明を与える際にはそれを多元的に理解している。ロールズは基本財の代表的要素として、基本的諸権利と諸自由、権威と責任が伴う役職や地位、所得と富などをあげたうえで、最も重要な基本財として自己尊重の社会的基盤¹¹をあげている (Rawls 1999a: 54-5, 348, 386; Rawls 2001: 58-59; cf. Rawls 1999a: 91-2, 478-479)。本稿は、分配の問題を考えるうえでより適切な指標として基本財のこの多元的な説明を用いるべきと主張する。

特に重要なのは、自己尊重の社会的基盤が最重要の基本財とされていることである。ロールズの正義論において基本財の予期は人々の境遇の指標として用いられ、それにより最も不利な人が特定される。したがって、自己尊重の社会的基盤が最も重要な基本財であるとされることは、自己尊重の社会的基盤を欠く人が最も不利な人として特定されやすくなることを意味する。また同様に、格差原理が指令する最も不利な人の境遇を改善するような制度編成のあり方も、特別な重みをもつ基本財である自己尊重の社会的基盤を重視するものとなる。

教育と職業訓練は、ロールズが基本財のうち最重要のものとする自己尊重の社会的基盤に関わる。したがってそれらはその限りで格差原理適用に際して優先的な配慮の対象となる。まず、教育はそれ自体自己尊重の社会的基盤である。教育は能力の開発に加えて、「当該社会の文化を享受しそこで行われることに参加することを可能にし、またそれにより各個人に自分自身の価値の確固たる感覚をもたらす」という役割をもつ (Rawls 1999a: 87)。また仕事を得るための技能の訓練は、もう一つの自己尊重の社会的基盤である意味ある仕事にアクセスするために必要となる。意味ある仕事への機会を与えられないことは「市民の自己尊重にとって破壊的である」と同時に「自分が社会の構成員であるという感覚」をも脅かす (Rawls 1999b: 50)。意味ある仕事を通じて生産的貢献をなす実質的機会の保障は市民の自己尊重にとって不可欠な要素なのである。

これは次の含意をもつ。すなわち、生まれ持った資質の特殊性ゆえに意味ある仕事にアクセスすることが困難であり、その人の資質に適合的な教育や職業訓練を社会が提供することも困難な人は自己尊重の社会的基盤が脆弱であり、格差原理によって優先的な配慮の対象となる可能性が高い¹²。また、そうした人が最も不利な人として特定されるとすれば、その人たちの境遇を改善する施策においても自己尊重の社会的基盤の適切な保障が重視される。格差原理は最も不利な人の所得と富を最大化するという意味での生産的な貢献をなす人にインセンティブを与える制度編成を正当化すると考えられている (e.g. Kymlicka 2001: ch.3)。同じ理屈が、ここで検討しているシナリオにおいては、協働に参加することが困難な非典型的資質を持つ人に対して、そうした人の資

¹⁰ ロールズは辞書的な格差原理との対比で、最も不利な人のみを対象とする格差原理を「より単純な形」と呼んでいる (Rawls 1999a: 83)。これはここで論じている「最も単純な形」とは別物である。

¹¹ この概念について詳しくは Zink (2011) を参照。

¹² こうした人は、格差原理の最も単純な形によっても、多くの局面で最も不利な立場とみなされるかもしれない。

質に適切に配慮した教育や職業訓練を含む、自己尊重の社会的基盤をより適切に保障する支援を提供する制度編成を指令する。その制度編成にはそうした支援のための専門的能力の開発や支援者への高いインセンティブ付与が含まれる。

本稿の提案は他の論者の見解と次の点で異なる。第一に、様々な形の支援を社会的協働にとって不可欠とみなすと同時に、能力の欠如を補う広範で継続的な支援を正義の原理が社会の諸制度を編成する際の分配対象として明示的に位置づけることである。フリーマンやホワイトはこうした支援を、正義の原理に根拠づけられた十分な規範的力と優先性をもつ要請として位置づけ損ねている。本稿の提案が個人の二つの道徳的能力の涵養について社会による条件整備を要請することはウォンの見解と共通する。だがウォンはその要請を第一原理（平等な基本的自由）の範囲内に留めている。本稿では、その範囲を超える、個人が生産的貢献を行うための能力の開発・行使に関する支援の提供が、格差原理によって要請されると主張する。第二に、ハートリーとウォンが〈制度を介した相互貢献〉の要請を部分的に否定するのに対して、本稿はこれを社会的協働とそのための支援のあり方を導く理念として重視する¹³。社会的協働はあくまで公的に統制された諸制度を介して、他者が利益として享受するものを提供する活動であり、またその利益は特定の私的関係性を持つ人にもみ提供されるのではなく原理的に社会の成員一般に開かれていなければならない。そして社会は、個人の貢献に先立って、個人が生産的貢献をなすための条件整備を行う責務を負うが、その条件整備は個人の善の構想の追求を尊重する仕方ではなされなければならない。この意味での相互性が担保されないならば、社会的協働は搾取的・抑圧的なものとなりかねない。

結論

ロールズのなりレベルな正義の構想が、生産性と相互性によって社会的協働のあり方を規定することの意義は、個人の責任に先立つ社会の役割を明確にすると同時に社会的協働への包摂を搾取的でないものにするることである。本稿のロールズ主義修正案は排除と搾取の両方に配慮しそれらを最小化することを目指す。そのような理想的社会が実現できない場合にも、本稿の議論は重要な含意をもつ。すなわち、そのような状況で非典型的な資質を持つ人が貢献できないことは、個人ではなく社会の責務不履行を含意している。

(19,011 字)

参考文献

- Aas, Sean (2019). "You Didn't Build That: Equality and Productivity in a Complex Society." *Philosophical and Phenomenological Research*, Vol. 98, No. 1, 69-88.
- Forrester, Katrina (2019). *In the Shadow of Justice*, Princeton University Press.
- Freeman, Samuel (2007). *Justice and the Social Contract: Essays on Rawlsian Political Philosophy*, Oxford University Press.

¹³ ウォンの修正は生産性要件に潜在的生産性を含めるという穏健なものであるが、本稿の提案ではあらゆる個人が生産的貢献のために支援を必要とする想定するため、ウォンの修正は不要となる。

- Freeman, Samuel (2018a). "Rawls on Distributive Justice and the Difference Principle," Serena Olsaretti (ed.) *The Oxford Handbook of Distributive Justice*, Oxford University Press, 13-40.
- Freeman, Samuel (2018b). "Contractarian Justice and Severe Cognitive Disabilities," Adam Cureton and Thomas E. Hill, Jr. (eds.) *Disability in Practice: Attitudes, Policies and Relationships*, Oxford University Press, 174-203.
- Hartley, Christie (2009). "Justice for the Disabled: A Contractualist Approach," *Journal of Social Philosophy*, Vol. 40 No. 1, 17–36.
- Hartley, Christie (2018). "Contractualism, Disability, and Inclusion," Adam Cureton and David T. Wasserman (eds.) *The Oxford Handbook of Philosophy and Disability*, Accessed via Oxford Handbooks Online, <
<https://www.oxfordhandbooks.com/view/10.1093/oxfordhb/9780190622879.001.0001/oxfordhb-9780190622879>>, Last access 12/11/2019.
- Kymlicka, Will (2001). *Contemporary political philosophy: An introduction*, Oxford University Press.
- Nussbaum, Martha C. (2006). *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Cambridge: Harvard University Press.
- Rawls, John (1999a). *A Theory of Justice: Revised Edition*, Cambridge: Harvard University Press.
- Rawls, John (1999b). *The Law of Peoples*, Harvard University Press.
- Rawls, John (2001). *Justice as Fairness: A Restatement*, Erin Kelly (ed.), Harvard University Press.
- Rawls, John (2005). *Political Liberalism: Expanded Edition*, Columbia University Press.
- Scanlon Thomas (2018). *Why Does Inequality Matter?* Oxford University Press.
- Shakespeare, Tom and Nicholas Watson (2018). "Disability and Social Justice," Gary Cleg (ed.) *Handbook on Global Social Justice*, Elgar: 201-212
- Simplican, Stacy Clifford (2016). "Disavowals of Disability in Rawls' Theory of Justice and his Critics," in Barbara Arneil and Nancy J. Hirschmann (eds.) *Disability and Political Theory*, Cambridge University Press, 79-98
- Stark, Cynthia A. (2007). "How to Include the Severely Disabled in a Contractarian Theory of Justice," *The Journal of Political Philosophy*, Vol. 15, 127-145.
- White, Stuart (2003). *The Civic Minimum*, Oxford University Press.
- White, Stuart (2014). "Democratic Equality as a Work-in-Progress," in Mandle, Jon and David A. Reidy (ed.), *A Companion to Rawls*, West Sussex: Wiley Blackwell.
- Wolff, Jonathan. (2015) *An Introduction to Political Philosophy: Third Edition*, Oxford University Press.
- Wong, Sophia Isako (2009). "Duties of Justice to Citizens with Cognitive Disabilities," *Metaphilosophy*, Vol. 40, No. 3-4, 382-401.
- Zink, James R. (2011). "Reconsidering the Role of Self-Respect in Rawls's A Theory of Justice," *The Journal of Politics*, Vol. 73, No. 2, 331-344.

角崎洋平 (2018) 「ロールズと社会福祉学」 井上彰編『ロールズを読む』 ナカニシヤ出版

神奈川新聞取材班（2020）『やまゆり園事件』幻冬舎

齋藤純一（2007）「排除に抗する社会統合の構想」、『年報政治学』、2007年Ⅱ号、木鐸社、103-121

寺尾範野（2021）「障害と平等」『平等の哲学入門』社会評論社

松尾隆佑（2019）『ポスト政治の政治理論』法政大学出版局